

項目	現地組立式照明器具付きショーケースについて
1 内容	<p>店舗等の現地（納入先）において、店装事業者や電気事業者等がガラスや照明器具等を組み込み完成させる家具としてのショーケースを企画・設計したいのですが、これは電気用品に該当しますか。該当する場合は、電安法上の届出事業者はいずれの者になるのでしょうか。</p>
2 回答	<p>御質問の製品は、電気用品安全法上その他の交流用電気機械器具中「電灯付家具」として取り扱います。</p> <p>届出事業者については、複数の者が現地で共同作業を行い完成されるもので、いずれの個別作業も最終的な組立行為に当たるとは言い難いものであることから、当該電気用品についての全体的な企画・設計を行う事業者が電安法上の届出事業者となることが適切であると判断されます。</p> <p>なお、法第8条に基づく技術基準適合確認及び自主検査等については、この製品が別途工場等でも完成させることが可能な場合にあっては当該工場等で行う必要があります。また、部品の配置等が現場の判断で行われ、あらかじめ工場等では完成させることができない場合にあっては現地での組立の際に、それぞれ届出事業者が行う必要があります。</p> <p>（注）本件は対象非対象の判断も含まれておりますので、別途対象非対象の判断でも公表しています。</p>